

令和8年度 就学援助のお知らせ（令和8年7月～令和9年6月）

狭山市では、経済的な理由により公立小・中学校で必要な学用品の購入や給食費の支払が困難なご家庭に対して、必要な費用の一部を援助しています。

※令和8年4月から6月に申請した家庭についても再申請が必要です。

申 請 期 日	認 定 期 間	認 定 日	結果通知日
令和8年6月1日～ 令和8年6月30日 (窓口受付は6月1日から)	令和8年7月～令和9年6月まで	令和8年7月1日	令和8年 8月上旬(予定)
毎月末日 (令和9年5月末日まで)	年度途中申請 申請の翌月～令和9年6月まで	申請日の <u>翌月の1日</u>	申請日の翌月中旬

1. 対象となるご家庭

次のいずれかに該当し教育委員会が認める方

- (1) 児童扶養手当を受けている世帯※注2
- (2) 世帯全員の所得額の合計が狭山市教育委員会の定める基準額未満の世帯

2. 援助の種類

給食費・学用品費等・新入学学用品費・校外活動費・修学旅行費・生徒会費・卒業アルバム代等・オンライン通信費

※給食費について：市から直接給食センターに振込ますので、申請者の口座に振込はありません

3. 申請書の配布と申請場所

- (1) 申請書の配布 → 小・中学校 又は 学務課（市役所5階） 又は 狭山市のホームページ
- (2) 申 請 場 所：在籍する小・中学校 又は 学務課（市役所5階）

※学務課への郵送による申請も承りますが、期日までの提出をお願いいたします。（消印有効）

※同一世帯に小学生と中学生がいる場合は、いずれかに1部のみ提出して下さい。

4. 申請書類

- (1) 申請書 （令和8年度（令和8年7月～令和9年6月）） ※注3・4
- (2) 預金通帳のコピー等、振込先口座情報がわかる書類 ※必須
- (3) 添付書類 （裏面参照）

5. 所得の目安

（平成24年度の生活保護基準額の1.3倍未満 世帯の合計所得を基に審査）

世帯人員	世 帯 構 成	前年の世帯の所得額
2人	親 29歳・子 6歳	2,098,000 円未満
3人	親 33歳・子 6歳・子 3歳	2,578,000 円未満
4人	父 43歳・母 37歳・子 6歳・子 3歳	2,687,000 円未満
4人	父 38歳・母 35歳・子 12歳・子 8歳	3,212,000 円未満
5人	父 43歳・母 40歳・子 15歳・子 10歳・子 3歳	3,488,000 円未満

※所得額はあくまで目安です。お子様のご年齢等で結果が変わります。

【裏面もご覧ください】

6. 注意事項

※注1. 令和8年6月まで認定になっていた家庭も継続支援を希望する場合は本申請が必要です。

※注2. 年度途中で児童扶養手当が支給停止になった場合（継続できなかった世帯）は、就学援助が廃止となり、返金が発生する可能性があります。

※注3. 書類に不備がある場合は「否認定」となります。提出の際は記入漏れなどが無いか今一度ご確認ください。

※注4. 前年中の収入の有無にかかわらず、所得の申告後に申請してください。**未申告の方がいる場合は「否認定」となります**（扶養に入っている方を除き20歳以上の方は、全員所得の申告をしていただくか、課税証明書等をご提出してください。）

※就学援助の認定の可否が高校進学等に影響を及ぼすことはありません。

※申請の期日には十分ご注意ください。認定日は申請日の翌月となり、遡っての認定は行いません。

※認定後に結婚や離婚、住所異動など、世帯の状況に変更があった場合は、必ず学務課までご連絡ください。場合によっては就学援助費を一部返金していただくこともあります。

<問い合わせ> 学校教育部学務課学事担当

☎04-2953-1111 内線5656

